本のが上ト で「報り間場平今けさ員 のべさ 1 事一来パ、の」パおユ告 1 題の成回なながユ通きせハ担月人のワー定にワニューキにいニュいい「二知量なニッツ」 業1般義ついらす策と思い

れ合のい段等 応切のト「注じに いとつさ業行尊え がに苦」パ意ておままに範もやでなま」いせ者い厳て 必処情にワ喚そいたす含疇の態はおすをて要問れ関す起ので、。またた様本、。指す 必要です。必要です。必要です。必要です。とともに、例目はいても、必要にのいて適に関するとともに、その防止について適くないであるとともに、必要に応いても、必要に応いても、必要に応いても、必要に応いても、必要に応いても、必要に応いても、必事担当部局 まをも様あ `等る業 れ超 るえ本がが務 ``上 とて来適 考いの切その える業での指 ら場務な手導

法

行 為

食民

法

七

0

ŧ

は

皇安

刑

うをれ益はにこ九① 暴ご賠にを法よれ条不 と償するとしています。 で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」で、「故意」が、「故意」が、「故意 責じ者さの又 不で任たはれ権は当すを損、る利過 。負害こ利又失

① 使用者等のなどと脅す場のなどと脅す場合がありずります。 ちょうにします。 ちょうにします。 ちょうにしるいようにしないようにします。 2.脅す場合に6うにしてや7 償則局 場に す責がも 合に 来ら 。任適次 る 該 を用の これ 負さよ 当

> こ国な加のに使あの とは過害対よりる責な が加失者象りにほ任お 可害が `該かを にに

、大

°任か行が上



|ども上司からその被害を受けている職員が数多くいることも報告されています。 に経験のない労働強化が起きており、 員が多数います。その中で少なくない「パワハラ」が発生し、 私たちの職場では、 膨大な予算とこれまでの過剰な人員削減の結果、 その為、 肉体的精神的に追い込まれている

のす任適次 °を用のさ W・G報告」 (平成24年) (中成24年) (中成24年) (中成24年) ート か厚あ賠罰者 ら労り償則に √省ま責がは

`の `を

指不あ働そ侵継

す安るくれ害続

とをい環をす的

い与は境受るに

わえ雇をけ言人

れる用悪た動格

てこに化就をと

管理職員といえ これ まで

209 201 9

発行

国土交通省管理職 ユニオン

所在地

東京都千代田区霞ヶ 関 2-1-2 中央合同庁 舎2号館 TEL 03-3509-1138

E メール

k-union@alpha.ocn. ne.jp

ホームページ

http://www7.ocn. ne.jp/~k-union

みんなで考えよう

請す償そい害処 求で るやの込者遇 慰精経まがを き謝神済れいたま料的的た業けたる場やた す。をな不場やた 加苦利合退た 害痛益に職め

な偽る部三② どの前下条名 に噂で・、 噂で 該を罵同刑毀 当流倒僚法損 ま す

なお 刑 んり 法____ てに 潰し しな てい



者にのはに ` に対補 `追被 合虚いじこ

をたを 負と保働五いしつき条 債 務 て配や 不 す_{。損}慮す ま 履 害義い 行 賠務職 償を場 民 責怠環 法 兀 任つ境

任ど者対ハ す。損無って連 害視たいし `るて 賠し 償た被のパ 責な害にワ

をのの処ラ職七 負場訴しが務一 合えな起に五にをかき関外

こ害立⑥要与を離く⑤害こな④り視③的辱②な①まにすでこ挙と ればユニオンに相談を ここ度や上な制遂明ととの経の経り、行う 関仲 い名 るです典ま 類することが 必はべ型。次の 係間 暴誉 害 へ や 低験合 ごけんか か外 言毀 要なて的たの行 個過 事可に らし 過仕いと理 身 がいをなだも為 〜損 小事仕か性 の能不 O • 精• あこ網もしの類 の度 体 侵に なを事けな 妨な要 切無 神侮 りと羅の、が型

パターン① 暴言

=人格の否定にならないような叱り方をしていますか?= 【事例】

上司が、部下に対して、「こんな間違いをするやつは死んでしまえ」、「おまえは給料泥棒だ」などと暴言を吐く。「存在が目障りだ。おまえがいるだけで皆が迷惑している」など、暴言を吐き続けること。

く「パワー・ハラスメント」を起こさないためのポイント>

- ・部下に暴言を吐くことは、職場の内外を問わず、懇親会の席などざっ くばらんな雰囲気の場でも、許されるものではありません。
- ・厳しく叱ることも部下を指導する上で時には必要ですが、その場合も言葉を選んで、適切に対応することが必要です。

パターン③ 威圧的な行為

=セルフコントロールができていますか?=

【事例】

上司が部下の意見が気に入らなかったりすると、部下の目の前で、分厚いファイルを何度も激しく机に叩き付けていた。 職員は皆萎縮して、仕事の相談ができる雰囲気ではなく、仕事が全然進まない。

【事例】

上司が、職員の業務上の意見に対し、自分の意向と違う時は意に沿った 発言をするまで怒鳴り続け、また、自分自身にミスがあると有無を言わ さず部下に責任を転嫁する。

く「パワー・ハラスメント」を起こさないためのポイント>

- ・業務に関する言動であっても、その内容や態様等が威圧的にならない よう注意してください。
- ・仕事に対する姿勢や日常の振る舞いが「パワー・ハラスメント」の土 壌となることがあります。

パターン⑤ 仕事を与えない

=部下の好き嫌いなく仕事を与えていますか?=

【事例】

上司 I は、ある部下について仕事ができない人間だと決めつけ、何の説明 もなく役職に見合った業務を全く与えず、班内の回覧物も回さない。 【事例】

上司が「あいつとは相性が合わない」と言って、その部下に仕事を与えな くなり、本来の仕事すら他の同僚にさせるようになった。

く「パワー・ハラスメント」を起こさないためのポイント>

- ・部下には差別なくその能力や役職等に見合った仕事を与える必要があり、合理的な理由なく仕事を与えないことは許されません。
- ・業務上の意見を言ったことなどを理由に、仕事を与えないなどのペナル ティを科すのは権限の濫用に該当します。

パターン⑥ 仕事以外の事柄の強要

=私生活に権限を持ち込んでいませんか?=

【事例】

上司が部下に対して、毎日のように昼休みに弁当を買いに行かせたりする。 断ると、怒鳴ったり、仕事上のペナルティをちらつかせるので言いなりに なっている。

く「パワー・ハラスメント」を起こさないためのポイント>

- ・部下に私事を命じるのは明らかに不適当な命令です。
- ・部下に対して合理的な理由がないのに、仕事以外のことに執拗に干渉しない態度が必要です。



た見渡してみましょう。 た見渡してみましょう。

パターン② 執拗な非難

=部下にうまく助言・指導していますか?= 【事例】

上司が、部下のミスに対して「なぜこのようなミスをしたのか。反省文を書くように」と指示、さらに、「内容が物足りない。もっと丁寧な反省文を書いて署名・押印しろ」などと言って三日間にわたって何度も書き直しを命じ、指示どおりの反省文を提出させた。

【事例】

上司が些細なミスに対して執拗に非難する。 資料を 作成した部下に対し、皆の前で起立させたまま、大 声で長時間叱責し続けた。

く「パワー・ハラスメント」を起こさないためのポ イント>

- ・部下は上司に対して、正面きって反論しづらい立場にあることを理解し、ミスには、必要な範囲で、 具体的かつ的確に指導することに心がけることが必要です。
- 部下の立場も考えて、できる限り人前で叱らないようにするなどの配慮も必要です。

グパターン④ 実現不可能・無駄な業務の 強要

=明らかに無理・無駄な業務を指示していませんか? -

【事例】

上司が、これまで3名で行ってきた大量の申請書の処理業務を未経験のその部下に全部押しつけ、期限内にすべて処理するよう厳命した。

【事例】

上司が部下に対して、毎週のように土曜日や日曜日に出勤することを命じ、自らも出勤し、部下の作った書類のチェックや打ち合わせなどをする。仕事の内容も翌週の平日にできるようなものなのだが、意見を言うと、「出勤の必要があるかどうかは自分が判断する」と言うだけである。

く「パワー・ハラスメント」を起こさないためのポイント>

- ・明らかに実現不可能な業務や自分の趣味による無駄な仕事の強要は、言うまでもなく許されません。
- ・部下に対し、非常に大きな負担をかける業務などを 命じる場合には、必要に応じ、部下にその理由を説明